○海上保安庁告示第百九十九号

航路標識の設置及び廃止について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十二年十月一日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

名称　東京新海面処分場Ｄブロック灯浮標

位置

所在地　京浜港東京区（一五号地南信号所の南南西方約三・六キロメートル）

北緯　三五―三四―五八

東経　一三九―四九―二一

塗色及び構造　黄色Ｘ形頭標一個付　黄色　やぐら形

灯質　単閃黄光　毎四秒に一閃光

光達距離　四・五海里

点灯年月日　平成二十二年八月二十日

記事　東京都東京港建設事務所管理

名称　東京新海面処分場Ｄブロック灯浮標

位置

所在地　京浜港東京区（一五号地南信号所の南南西方約三・八キロメートル）

北緯　三五―三四―五三

東経　一三九―四九―二五

塗色及び構造　黄色Ｘ形頭標一個付　黄色　やぐら形

灯質　単閃黄光　毎四秒に一閃光

光達距離　四・五海里

点灯年月日　平成二十二年八月二十日

記事　東京都東京港建設事務所管理

名称　東京新海面処分場Ｄブロック灯浮標

位置

所在地　京浜港東京区（一五号地南信号所の南南西方約四・〇キロメートル）

北緯　三五―三四―四四

東経　一三九―四九―二一

塗色及び構造　黄色Ｘ形頭標一個付　黄色　やぐら形

灯質　単閃黄光　毎四秒に一閃光

光達距離　四・五海里

点灯年月日　平成二十二年八月二十日

記事　東京都東京港建設事務所管理

名称　東京新海面処分場Ｄブロック灯浮標

位置

所在地　京浜港東京区（一五号地南信号所の南南西方約四・二キロメートル）

北緯　三五―三四―三九

東経　一三九―四九―一三

塗色及び構造　黄色Ｘ形頭標一個付　黄色　やぐら形

灯質　単閃黄光　毎四秒に一閃光

光達距離　四・五海里

点灯年月日　平成二十二年八月二十日

記事　東京都東京港建設事務所管理

名称　東京新海面処分場Ｄブロック灯浮標

位置

所在地　京浜港東京区（一五号地南信号所の南南西方約四・一キロメートル）

北緯　三五―三四―四四

東経　一三九―四九―〇九

塗色及び構造　黄色Ｘ形頭標一個付　黄色　やぐら形

灯質　単閃黄光　毎四秒に一閃光

光達距離　四・五海里

点灯年月日　平成二十二年八月二十日

記事　東京都東京港建設事務所管理

名称　東京新海面処分場Ｄブロック灯浮標

位置

所在地　京浜港東京区（一五号地南信号所の南南西方約四・〇キロメートル）

北緯　三五―三四―四九

東経　一三九―四九―〇五

塗色及び構造　黄色Ｘ形頭標一個付　黄色　やぐら形

灯質　単閃黄光　毎四秒に一閃光

光達距離　四・五海里

点灯年月日　平成二十二年八月二十日

記事　東京都東京港建設事務所管理

名称　東京新海面処分場Ｄブロック灯浮標

位置

所在地　京浜港東京区（一五号地南信号所の南南西方約四・〇キロメートル）

北緯　三五―三四―四九

東経　一三九―四九―〇五

塗色及び構造　黄色Ｘ形頭標一個付　黄色　やぐら形

灯質　単閃黄光　毎四秒に一閃光

光達距離　四・五海里

点灯年月日　平成二十二年八月二十日

記事　東京都東京港建設事務所管理

名称　東京新海面処分場Ｇブロック灯浮標

位置

所在地　京浜港東京区（東京灯標の北西方約一・七キロメートル）

北緯　三五―三四―三七

東経　一三九―四八―五四

廃止年月日　平成二十二年八月二十日

名称　東京新海面処分場Ｇブロック灯浮標

位置

所在地　京浜港東京区（東京灯標の北北西方約一・七キロメートル）

北緯　三五―三四―四二

東経　一三九―四九―〇三

廃止年月日　平成二十二年八月二十日

名称　東京新海面処分場Ｇブロック灯浮標

位置

所在地　京浜港東京区（東京灯標の北北西方約一・七キロメートル）

北緯　三五―三四―四六

東経　一三九―四九―一二

廃止年月日　平成二十二年八月二十日

名称　東京新海面処分場Ｇブロック灯浮標

位置

所在地　京浜港東京区（東京灯標の北北西方約四・七キロメートル）

北緯　三五―三四―五〇

東経　一三九―四九―一八

塗色及び構造　黄色Ｘ形頭標一個付　黄色　やぐら形

灯質　単閃黄光　毎四秒に一閃光

光達距離　四・五海里

点灯年月日　平成二十二年八月二十日

記事　東京都東京港建設事務所管理

名称　東京新海面処分場Ｇブロック灯浮標

位置

所在地　京浜港東京区（東京灯標の北北西方約四・七キロメートル）

北緯　三五―三四―五四

東経　一三九―四九―二四

塗色及び構造　黄色Ｘ形頭標一個付　黄色　やぐら形

灯質　単閃黄光　毎四秒に一閃光

光達距離　四・五海里

点灯年月日　平成二十二年八月二十日

記事　東京都東京港建設事務所管理

名称　東京新海面処分場Ｇブロック灯浮標

位置

所在地　京浜港東京区（東京灯標の北北西方約四・七キロメートル）

北緯　三五―三四―五八

東経　一三九―四九―二九

塗色及び構造　黄色Ｘ形頭標一個付　黄色　やぐら形

灯質　単閃黄光　毎四秒に一閃光

光達距離　四・五海里

点灯年月日　平成二十二年八月二十日

記事　東京都東京港建設事務所管理

名称　東京新海面処分場Ｇブロック灯浮標

位置

所在地　京浜港東京区（東京灯標の北北西方約四・七キロメートル）

北緯　三五―三四―四八

東経　一三九―四九―三四

塗色及び構造　黄色Ｘ形頭標一個付　黄色　やぐら形

灯質　単閃黄光　毎四秒に一閃光

光達距離　四・五海里

点灯年月日　平成二十二年八月二十日

記事　東京都東京港建設事務所管理

名称　東京新海面処分場Ｇブロック灯浮標

位置

所在地　京浜港東京区（東京灯標の北北西方約四・七キロメートル）

北緯　三五―三四―五四

東経　一三九―四九―四〇

廃止年月日　平成二十二年八月二十日

名称　東京新海面処分場Ｇブロック灯浮標

位置

所在地　京浜港東京区（東京灯標の北北西方約一・七キロメートル）

北緯　三五―三四―三七

東経　一三九―四八―五四

廃止年月日　平成二十二年八月二十日

○海上保安庁告示第二百号

航路標識の位置その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十二年十月一日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

名称　徳山下松港徳山第一号灯浮標

位置

所在地　山口県徳山下松港第三区（徳山下松港地ノ筏灯台の南南西方約四・九キロメートル）

北緯　三四―〇〇―三二

東経　一三一―四五―四六

変更した事項　位置

変更した事項　正規位置の三〇〇度約一〇〇メートル

変更年月日　平成二十二年八月十七日

記事　一時変更

名称　高知港東第一防波堤東灯台

位置

所在地　高知県高知港（東第一防波堤東端）

北緯　三三―三〇―三〇

東経　一三三―三五―四一

変更した事項　業務休止

変更年月日　平成二十二年八月十八日

記事　一時変更

名称　福山港第二号灯標

位置

所在地　広島県福山港（百間礁灯標の南西方約五・八キロメートル）

北緯　三四―二三―一四

東経　一三三―二六―五四

変更した事項　名称

変更した事項　福山港第二号灯浮標

変更年月日　平成二十二年八月二十日

記事　一時変更

名称　柴山港西外防波堤東灯台

位置

所在地　兵庫県柴山港（柴山港灯台の北東方約四七〇メートル）

北緯　三五―四〇―〇九

東経　一三四―三九―五九

高さ　削除

記事　削除

平成二十二年八月二十日

名称　赤色円すい形頭標一個付　赤色やぐら形

塗色及び構造